



品 監 発 第 39 号
平成 29 年 3 月 24 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 石 田 秀 男
同 いながわ 貴 之

平成 28 年度後期一般監査等の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査等の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 28 年 9 月 29 日から平成 29 年 3 月 8 日まで

2 対象部局

（1）地域振興部地域活動課

・地域センター4 カ所

（大井第一、大井第二、大井第三、荏原第一）

（2）文化スポーツ振興部文化観光課

・文化センター1 カ所

（南大井）

・品川歴史館

（3）子ども未来部子ども育成課

・児童センター3 カ所

（東品川、大井倉田、旗の台）

・すまいるスクール 10 カ所

（城南、第三日野、立会、浜川、鈴ヶ森、中延、小山、源氏前、日野学園、荏原平塚学園）

（4）子ども未来部保育課

・幼保一体施設 1 カ所

（御殿山すこやか園（御殿山幼稚園、五反田第二保育園））

・幼稚園 1 カ所

（浜川）

（5）教育委員会事務局

・小学校 8 校

（城南、第三日野、立会、浜川、鈴ヶ森、中延、小山、源氏前）

・中学校 1 校

（荏原第一）

・義務教育学校 2 校

（日野学園、荏原平塚学園）

3 対象期間

平成 27 年度、平成 28 年度（監査実施日まで）

4 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査内容

主な監査内容は、次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日付会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日付区民生活事業部長決定。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、品川歴史館、児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設および幼稚園においては、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 小学校、中学校および義務教育学校においては、教育委員会事務局は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第 2 定期監査（所管別監査）の結果

《地域振興部地域活動課》

1 収入事務について

- (1) 現金出納簿について、収納金の払込日の記帳に誤りがある。帳簿の整備を徹底されたい。
(大井第一地域センター)
- (2) 現金出納簿について、記帳年月日および金額の一部が鉛筆書きのままである。帳簿の整備を徹底されたい。
(大井第二地域センター)

2 指定消耗品の管理について

- (1) 郵券の消耗品受払簿について、翌年度繰越の記帳がされていない。帳簿の整備を徹底されたい。
(大井第二地域センター)

《文化スポーツ振興部文化観光課》

1 私費会計について

- (1) 南大井文化センター事業の私費会計については、「文化センターにおける私費会計処理について」に則り公金に準じた厳正な取扱いを行うとされているが、銀行口座に現金を預け入れてから次に預け入れるまでの期間が長いため、多額の徴収金が現金のまま保管され、会計処理が行われている。今後、適切な事務執行に努められたい。
(南大井文化センター)

《子ども未来部子ども育成課》

1 私費会計について

- (1) すまいるスクール補償制度費用保険預かり金については、「すまいるスクール運営の手引き」に則り入金都度、最寄りの郵便局にて納付するとされているが、平成28年4月4日から7日までの4日間に収納した同預かり金が同月7日に一括して納付されている。今後、適切な事務執行に努められたい。
(すまいるスクール小山)

《子ども未来部保育課》

1 支出事務について

- (1) 現金出納簿について、預かり保育時に提供される間食用の商品の購入日の記帳に誤りがある。帳簿の整備を徹底されたい。
(浜川幼稚園)

2 私費会計について

- (1) 保護者へ給食費を返金する際、領収書を徴していない。今後、適切な事務執行に努められたい。
(御殿山幼稚園)

《教育委員会事務局》

1 契約事務について

- (1) 次の物品購買契約について、同日に同一事業者と分割して契約が行われている。一括契約を行うことにより事務の効率化に努められたい。
- ア 平成28年4月26日付請書「クラフトパンチほか」97,537円および同日付請書「ミーティングボード」10,692円
 - イ 平成28年4月28日付請書「銅棒ほか」97,564円および同日付請書「発表板マイボード」22,033円
- (中延小学校)

- (2) 平成27年6月12日付請書「屋上雨漏補修防水工事」399,600円について、立会小学校の1号館屋上から雨漏りが発生したため補修防水工事が行われているが、平成26年度も雨漏りが度々発生し、その都度契約を締結して補修防水工事が行われている。
- 経年劣化した屋上の防水工事については、計画的に一定の周期で行われているところではあるが、補修防水工事の頻度が高い校舎についてはその周期を早めるなど検討されたい。
(庶務課)

2 支出事務について

(1) 次の教材費について、事業者へ代金を支払うまでに日数を要している。今後、適切な事務執行に努められたい。

ア 平成 27 年 6 月 29 日付で請求のあった「第 3 学年 夏にジャンプ」29,100 円が同年 10 月 23 日に支払われている。(鈴ヶ森小学校)

イ 平成 27 年 8 月 20 日付で請求のあった「第 5 学年 家庭科テストほか(転入生分)」630 円が同年 12 月 21 日に支払われている。(荏原平塚学園)

3 指定消耗品の管理について

(1) 郵券の消耗品受払簿について、受払担当者による確認印が押されていない。帳簿の整備を徹底されたい。(日野学園)

4 毒物劇物管理について

(1) 毒物劇物について、次のとおり適切に管理されていない事例が見受けられる。毒物劇物の管理について万全を期すよう改善を図られたい。

ア 毒物劇物管理簿に誤った薬品名が記載されている。また、水酸化ナトリウム水溶液を使用した際、毒物劇物管理簿に使用年月日および使用后重量が記載されていない。(小山小学校)

イ 薬品庫内に薬品名を表示したラベルが貼られていないペットボトル入りの液体が保管されている。(荏原第一中学校)

《その他の指摘事項》

1 有料頒布物の販売のあり方について

(1) 区が刊行する有料頒布物のうち「まちの鼓動しながわ写真集」や「しながわ物語」は広報広聴課や区政資料コーナーの窓口のほか、地域センターや文化センターの窓口でも販売されている。しかしながら、これらの有料頒布物については発行から長期間経過しているうえ、センターでの販売については特に周知されていないため、これらのセンターで昨年度販売された実績がないことが判明した。

身近にある区の施設で有料頒布物を購入できることは購入希望者にとって便利である一方、消耗品受払簿の整備、紛失や経年劣化のおそれなど各施設にとって有料頒布物にかかる事務負担は少なくない。

今後、区刊行物の PR を定期的に行うとともに、例えば発行から 5 年以上経過し販売実績が落ち込んだものについては、発行元の所管課が各施設での販売実績を踏まえたうえで在庫を引き上げ、販売窓口を絞り込むことなどの仕組みを検討されたい。

第3 工事監査の実施

1 実施期間

平成28年9月6日から平成29年3月8日まで

2 対象工事

- (1) しながわ中央公園拡張整備工事
- (2) (仮称)東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項について、しながわ中央公園拡張整備工事は公益社団法人日本技術士会、(仮称)東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事は公益社団法人大阪技術振興協会に調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 しながわ中央公園拡張整備工事

(1) 監査対象の概要

計画場所：品川区西品川一丁目28番

経緯：しながわ中央公園は、区民の憩いの場であるとともに、木造住宅密集地域に近接しているため、災害時の避難スペースとして防災上の重要な役割も担っている。公園の拡張整備を図り、新たな防災施設や防災機能を確保することとした。

工事概要：整地面積 約7,600㎡

整地工事一式、園路広場工一式(園路工・ヘリポート工)、植栽工一式、パーゴラ1基、トイレ一式(男子用・女子用・だれでもトイレ各1棟)、災害用トイレ4基、軽量盛土擁壁一式、L型擁壁一式、防火貯水槽2基(100t/基)、複合遊具1基、排水設備一式(汚水・雨水)、給水設備一式、その他附帯工事一式

工事経費：別表1のとおり

<別表1>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委託	しながわ中央公園拡張整備（J T跡地）基礎調査業務委託	4,200,000	H25. 1. 21 ～H25. 3. 29
	しながわ中央公園拡張整備（J T跡地）基本計画策定等業務委託	9,926,700	H25. 5. 10 ～H26. 3. 20
	しながわ中央公園拡張整備（J T跡地）実施設計委託	14,237,640	H26. 4. 18 ～H27. 3. 20
	しながわ中央公園拡張整備擁壁改修工事監督補助業務委託	2,904,120	H26. 11. 12 ～H27. 3. 23
	しながわ中央公園拡張整備工事資材価格調査業務委託	734,400	H27. 6. 8 ～H27. 7. 10
	しながわ中央公園拡張整備工事監督補助業務委託	8,856,000	H27. 10. 23 ～H28. 12. 19
工事	しながわ中央公園拡張暫定整備工事	7,875,000	H25. 7. 24 ～H25. 10. 3
	しながわ中央公園拡張整備擁壁改修工事	53,264,520	H26. 11. 12 ～H27. 3. 23
	しながわ中央公園拡張整備工事	297,000,000	H27. 10. 26 ～H28. 12. 19
合 計		398,998,380	

※工事・委託とも最終契約金額である。

(2) 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

本工事は、敷地内の高低差を利用して防災施設を整備、また、通常の公園設備を災害時に転用可能な仕様にする等、今回の主目的である防災機能を重視した公園整備と日常の憩いの場となる公園づくりを両立した点が評価できる。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事あるいは竣工後の維持管理において、十分留意されたい。

ア 耐火性における植栽密度について

広域火災対策として、当該公園西側に耐火性の高い樹木を研究し植樹しているが、植栽密度は未検討である。樹木の耐火性において、植栽密度も重要な要素の一つである。

計画・設計段階における、耐火性に関する植栽密度について研究されたい。

イ 防犯カメラの設置について

当該公園では当初からの防犯カメラの設置は行っておらず、区内の公園も同様である。区内公園の防犯対策として日中・夜間に定期的に巡回警備をしており、防犯カメラは公園の状況を踏まえ必要に応じ設置している。一方で、防犯カメラは情報を記録する役割とともに迷惑行為等の抑止効果も期待される。

当初からの設置について、今後の研究課題とされたい。

ウ 再生材の使用について

本工事において、一部、再生材が使用されている。省資源への取り組みの観点から、今後の工事においても再生材の使用について配慮されたい。

2 (仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事

(1) 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区東五反田四丁目 11 番 6 号

経 緯：認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症ケアの拠点として、旧品川社会保険事務所の跡地に認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設を整備することとした。また、地域住民の拠り所となる地域交流スペースを併設することとした。

工 事 概 要：主 要 用 途：認知症高齢者グループホーム、
小規模多機能型居宅介護施設、地域交流スペース

構 造 種 別：鉄骨造

規 模：地上 3 階、地下 1 階、塔屋

敷 地 面 積：342.93 m²

建 築 面 積：231.15 m²

延 床 面 積：800.13 m²

工 事 経 費：別表 2 のとおり

<別表 2>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委託	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事基本設計業務委託	5,389,200	H27.2.2 ～H27.3.27
	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事实施設設計等業務委託	20,437,703	H27.4.6 ～H27.8.21
	東五反田四丁目旧社会保険事務所解体工事監理等業務委託	3,881,088	H27.9.14 ～H28.3.31
	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事監理等業務委託	7,975,152	H28.2.1 ～H29.3.10
工事	東五反田四丁目旧社会保険事務所解体工事	81,718,200	H27.9.15 ～H28.3.31
	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事	340,740,000	H27.12.10 ～H29.2.28
	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築機械設備工事	76,280,400	H27.12.10 ～H29.2.28
	(仮称) 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築電気設備工事	86,400,000	H27.12.10 ～H29.2.28
合 計		622,821,743	

※工事・委託とも最終契約金額である。

(2) 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

計画・設計段階において、運営事業者の持つノウハウを生かし、良質で効果的なサービスが提供できるよう、運営事業と設計をセットにしたプロポーザル方式により運営事業者および設計事務所の選定を行ったことは妥当である。

また、居住環境、周辺環境、耐震性、防災機能、省エネ、経済性等に配慮した設計となっており、限られた敷地の中に認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、地域交流スペースを効率的に整備した点、多目的トイレ等を近隣に開放した点も高く評価できる。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事あるいは竣工後の維持管理において、十分に留意されたい。

ア 工法の選定について

本工事は、工期の短縮や居室・間取りの取りやすさ等を優先して、鉄骨造を工法として採用している。鉄骨造は、鉄筋コンクリート造と比較して、工期が短く、躯体の工法としては施工性が優れているが、反面、外壁を例にとると、仕上げ工事の施工が複雑であり、かつ、頻繁な維持管理が要求される。工法の選定にあたっては、今後も、施設の整備目的や周辺環境等の状況、また、施設の将来的な使用変更の可能性も視野に入れて、その得失について十分に精査されたい。

イ 建築工事費について

本工事は建築工事費は、地下に防災備蓄倉庫や雨水貯留槽等を整備したこと、鉄骨造に起因した複雑な仕上げ工事によること等により、同種の建物と比較して高くなっている。一方で、本工事は、材料に汎用品を使用する等経済性に配慮した設計となっており、積算も妥当である。本工事は建築工事費については、今後のために一度検証し、参考データとして整理されたい。

ウ 維持管理について

区および運営事業者は、当該建物を健全に維持・活用していくために連携し、定期的な修繕および設備等の更新をされたい。

第5 財政援助団体等監査の実施

1 実施期間

平成28年10月24日から平成29年3月8日まで

2 対象団体

公益財団法人品川区国際友好協会（以下「友好協会」という。）

3 対象期間

平成26年度、平成27年度。ただし現金および財産の管理については監査当日。

4 監査の主眼点

- (1) 所管課における補助金等の決定、交付、実績報告の確認、精算が適正に行われているか。
- (2) 団体において行われる事業が出資、補助金の支出目的に沿って適正で、かつ効果的、効率的に行われているか。
- (3) 団体における補助金等の財務事務は法令および団体の諸規程に基づいて適正に行われているか。
- (4) 財産および現金の管理は適正に行われているか。

5 監査の実施方法

書類監査。ただし現金および財産の管理については友好協会にて監査を行った。

第6 財政援助団体等監査の結果

1 団体の目的

友好協会は、昭和61年3月、財団法人として「品川区と外国都市との友好を基調として、双方住民の文化、スポーツ、教育、経済等のあらゆる分野にわたる交流を図り、相互に理解と友情のきずなを深め、もって世界平和の維持に貢献すること」を目的として設立された。その後、平成24年4月より公益財団法人の認定を受け、品川区が姉妹都市や友好都市となっていた外国都市との親善推進を出発点として、多様な国際交流の推進と外国の方々に開かれた地域づくりを通じて、品川区基本構想に掲げられている「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」という基本理念に寄与することを踏まえ、区と連携し公益目的の各事業を推進している。

2 事業概要

- (1) 姉妹都市ポートランド市、友好都市ジュネーヴ市、オークランド市との親善推進事業
公式訪問団および親善訪問団の派遣および受け入れ、交流協議のための人材派遣および受け入れ
- (2) 姉妹都市、友好都市との市民交流事業
青少年ホームステイの派遣および受け入れ、語学研修生の派遣、青少年スポーツ交流、サザンメイン大学留学生の推薦など
- (3) 国際交流の啓発普及事業
区内在住・在勤・在学外国人対象の日本語教室、区内在住・在勤・在学者対象の英会話教室、生け花教室、料理教室の開講

(4) 広報調査事業

協会の事業への参加の呼びかけや活動状況等、国際交流事業に対する理解と協力を得るための会報「国際友好だより」の発行やホームページの公開

(5) 個人、グループが行う自主交流活動に対する助成事業

在住・在勤外国人との交流促進を目的として、区民が自主的に実施する活動に対して行う活動資金の助成と後援名義の使用許可

3 財政援助の状況

友好協会に対しては、平成 27 年度末現在で団体の指定正味財産の 99.5%にあたる 539,220,000 円を出資している。また平成 26 年度の補助金として 89,298,626 円、同 27 年度の補助金として 83,873,374 円を支出している。

4 監査の結果

友好協会は、友好都市であるオークランド市やジュネーヴ市への青少年派遣等の交流事業、区内在住・在勤・在学外国人を対象とした日本語教室等の啓発普及事業、会報「国際友好だより」の発行等の事業を行っているが、いずれもその目的に沿って適切に、かつ効果的に実施されている。また「公益財団法人品川区国際友好協会補助金交付要綱」に基づいて区より補助金が支払われているが、これについての一連の事務処理は適切に行われていた。友好協会における財務事務についても友好協会の規程に基づいて行われており、公表されている決算報告書に誤りはない。

なお、現金管理について、費用の支出については現金での支払いとしているため区が定めている会計事務規則上認められている金額以上の現金を常に保管している状況である。また海外派遣の事業の特徴として、交流会等の開催経費の支払いや不測の事態に備えるため、多額の現金を海外に持参している。

手許金、前渡金に関し保管できる金額や期間については特に定めは設けられていない。例えば、前渡金についての精算にも 3 カ月程度時間を要している。今後、安全な現金の管理方法や現金以外の支払い方法の活用については検討課題とされたい。

第7 行政監査 「物品の管理について」

1 物品・・・鉛筆、消しゴムから船舶、どん帳まで

各課や各施設を訪問し監査を行う中で、調査するもののひとつに「備品」があり、「備品一覧表」と突き合わせて精査、確認している。

この理由は言うまでもなく、区で使用する様々な物品はほとんど区民の税金から転化したものである所以に目的に沿って丁寧に使うべきであり、また、管理も的確に行わなければならないからである。

しかしながら、これまで監査の現場でみられた物品管理上の問題点として、たとえば次のことがらが挙げられる。

まず、備品の種類や数が膨大なことにより、突合などに相当な時間と人員を必要とすること

次に、各課、学校など施設の性格によって、備品の内容が異なり調査の標準化が困難であること

さらに、設置場所が所管課と離れている、あるいは保管してある施設が指定管理者によって管理されているため突合が容易でなく、実際に備品の状況と備品一覧表の登録とが一致していないこと

そして、備品がすでに使用されていないにもかかわらず、適切に処分されていないという実態も散見されている。

2 物品管理に関する法などの規程について

物品に関しては 地方自治法第 239 条に「普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産をいう。」とされ、職員が使用する机、椅子、ボールペンから車両など極めて範囲の広いものである。

さらに、品川区物品管理規則第 6 条では、「物品は備品、消耗品、材料品、不用品という区分に従い、品名別に整理しなければならない。」とされている。また、すべての物品を同一の方法、基準で管理することはいたずらに対象数を膨大に増やし、管理のための管理事務を発生させるという非合理的選択を生むおそれがある。これを防ぐため、取得価額が 5 万円以上のものを備品、それ未満のものと取得価額 5 万円以上でも長期間の使用や保存ができないものを消耗品、備品のうち取得価額が 50 万円以上のものを重要物品とし、それぞれに管理方法を定めている。

平成 27 年度末、区の備品は 66,622 個、重要物品は 3,404 個であり、それぞれの価額は総額 11,829 百万円、4,254 百万円となっている。平成 17 年度末の重要物品は、2,587 個であり 817 個増加している。これは 10 年間で約 3 割増加したことになる。備品についても重要物品と同様に増加していることが推測できる。

3 物品管理の問題点を明確にするために

「1 物品・・・」にも記載した問題点をもう一段明解にするために、本庁各課の状況、学校、運営委託されている後地児童センター、指定管理者によって管理され

ている心身障害者福祉会館、そして区ではユニークと思われる品川歴史館の管理状況を調査した。

庁内各課のうち所属人員規模が平均的な庶務課を選定して調査したところ、備品は53個、重要物品は1個と把握した。しかし人員規模がほぼ同じである障害者福祉課においては備品は363個、重要物品は29個と把握した。そのうち庁外施設が設置場所になっているものが備品については322個、重要物品については26個であった。庶務課については庁外施設に設置してある備品はなくこのような課は庁内43課中17課しかなかった。

次に、区立小学校のうちこれも職員数が平均的と思われる伊藤小学校を調査した。ここでは、備品は739個、重要物品が20個と把握した。学校については、教材、教具の類については同じ物品が複数個登録されている例が多く見られた。そのため全体としても庁内各課に比べ備品の数がかかなり多く、特に義務教育学校では一校あたり平均で備品は1,944個、重要物品は91個登録されている。学校において発生しやすい事例として、現在では、備品管理のシステム化（平成16年度から導入済み）により、支出科目が備品購入費である場合備品取得により自動的に備品登録が行われるが、工事の一環として備品を取得した場合や寄贈により取得した場合は、直接的には備品登録、管理がなされないため個別に備品一覧表に登録を行う必要がある。このシステムは全庁的なものであるが、特に新築した場合の学校においては工事の一環として多くの備品を取得するため、登録のための事務を行わなければならないことを確認した。

運営委託された施設として、後地児童センターの備品について確認した。ここでは重要物品はなく21個の備品が存在した。後地児童センターに限らず他の児童センターについても、比較的存在する備品の数は少ない。また、備品の多くが遊具など利用者の安全に関わるものが多く、設置場所が離れているという備品もほとんどなく容易に確認が行えるため、よく点検されており、備品一覧表と現物が突合しない例はなかった。委託された施設であっても備品管理について受託者もよく理解し、所管課との連携も図られている。別の児童センターでは備品一覧表に施設内の保管場所を書き加えるなどの工夫もみられた。また、児童センター全体で使用している共通物品も多数存在している。特定の行事や講座が開催されるときだけ使用するもので簡易プレス機やポップコーン機などであるが、古くに児童センターごとに購入された映写機や焼成窯などについては数年に1度の使用にもかかわらず各児童センターに保管されたままのものもある。

指定管理者によって管理されている心身障害者福祉会館については、先に述べた障害者福祉課が所管の備品のうち、備品は178個、重要物品が12個存在することとなっている。心身障害者福祉会館については平成16年度から同じ指定管理者により管理、運営されている。備品の概念は区と同様に捉えられ、新たな備品の購入に関しては区への事前協議が必要で、区が承認して購入したものは区に帰属するものとされている。それ以外にも備品に限らず指定管理者により購入された物品、指定管理者の運営する他の施設から持ち込まれた物品、さらには寄贈された物品もあり、区の備品との区別がつきづらくなっている。また、車両1台についてはすでに廃棄されているにもかかわらず、備品登録されたままの状況であった。所管課においては備品の管理について指定管理者と連携して行っているとの説明であったが、指定管理者側の意識が備わっ

ていない実態がある。

さらに、品川歴史館における調査である。歴史館には一般的な物品のほか、他の課や施設には見られない「郷土資料・収蔵品」が大量に存在する。この資料は区に關係のある生活文化財（民俗資料）、歴史資料に大別される。また、この資料は、購入したもの、寄贈されたもの、寄託によるものの3体系にも分類される。そして、購入した資料については価格（評価額）が明らかであるのに対し、その他の資料は価格評価をしていない状況にある。

4 全庁に共通する解決方法の提案

(1) 管理する備品の個数を少なくする

ア 現に使用していない備品およびこれから使用することはないと思われる備品については、積極的に処分する。

使用しない備品をそのままに倉庫、ないしは倉庫代わりにしている場所に保管していることは、不用な備品管理をしているだけでなく、無駄にスペースを使用していることにもなる。本当に必要で、活用できる備品のみを管理し、不用なものは廃棄、あるいは所管換えなどを行うことが重要である。このことは、新たに設置することが困難な倉庫などの有効活用、いわゆるスペースセービングにも繋がることとなり土地価格が高い品川区において財産活用上、大きな効果を生じさせることとなる。

イ 各施設などで共通して使用できる備品などについては、相互利用をさらに進めることも必要である。各施設では年に一回の使用でも12の施設が使うならば毎月の使用となることもあり、ある意味で価値の増加がなされることとなる。

現在グループウェアの設備予約において、プロジェクターなどの比較的新しい備品については、全庁あるいは課を単位として施設間で相互利用されているが、各課で保管し古くから使用されているものの利用頻度が低い備品については、全庁的な活用を図るためその所有の更なる公開が望まれる。

ウ 附帯設備と物品との区分けについては、「比較的簡易な工事をするだけで取り外し移動が可能なものは物品とする」ことを前提にしている。このため黒板、児童・生徒用ロッカーなどが備品管理され、これらは特に備品数が多い学校に多く存在する。このような学校施設としては必要不可欠で、かつ簡易に取り付けられている「備品」はほとんど移動させることもなく、たとえ不用となった際にも売り払うことができる可能性は低く、むしろ取り壊し費用が発生するものであり、備品管理することが適切であるのかは今後の研究課題となり得る。

(2) 備品価格の引き上げによる数値の減少

法人税法によると減価償却の対象となる取得価額は、10万円となっている。これに合わせて備品価格を10万円としている自治体もあるので、今後の課題として検討することが望まれる。

仮に備品価格を8万円とすると備品数は38,172個、10万円とすると、29,691個となり、現在の約半分に減少する。

5 個別の意見

これまで述べてきたように、現在の備品管理については様々な問題点がある。今後公会計制度が新しくなり、それに伴い現在の備品管理システムも新たに構築されることになっている。これを機に今後も増え続けるであろう備品とその管理について、適正に管理し続けられる方法についても再考されたい。先に備品登録の数が多施設として学校の例を挙げた。その中でも特に多いのが八潮学園であり2,794個の備品の登録がある。しかし事務職員の数は他の同じ規模の学校と変わりはない。八潮学園は八潮地区に存在していた小中学校が統合された経緯がありその際に集められているため特に多いと考えられるが、これだけの数の備品について点検、突合を行う事務量は膨大なものであり、それを減少させることができれば事務量の軽減が図られる。前に述べたように不用なものについては積極的に処分し、また備品の数が増える一因となっている附帯設備と物品の区分けについても研究し、効率的、効果的な物品管理の方法を検討されたい。

次に、指定管理者制度により運営している区立施設については、区の備品が配置されているにもかかわらず、管理体制が明確になっていない現状がある。区民の信任を得るためにも、指定管理者による現物確認の毎年度実施を徹底されたい。

さらに、児童センターについては、新しい備品の管理については工夫されているが、古いものについては検討の余地がある。「使えるもの」で管理するのではなく「使うもの」の管理にとどめ、使用していない備品を処分し、子育て相談のスペースや子どもたちの居場所が狭くならないように十分検討してほしい。

6 品川の歴史資料や文化財について

区の財産として管理をしていかななくてはならない様々な歴史的な資料については、品川歴史館でその多くを保管、管理している。これらの文化財についての管理方法は他の物品とは別に考える必要がある。

品川歴史館について現在考えられることについて述べる。

- (1) 品川歴史館にある収蔵庫は現在ほぼ満杯の状況である。東京を代表する博物館である江戸東京博物館と比べても延べ床面積や展示室に対する収蔵庫面積の割合はそれほど変わらない。しかし歴史的資料や、民俗資料を収納している以外にも一般の文書や歴史館で販売している出版物(図録)なども格納されている。今後は品川歴史館の収蔵庫で保管すべきものを精査し、他に移動できるものは他で保管し、これまでに区民の協力を得て収集したり、区が購入してきた文化財を今後も大切な財産として適切に保管するためのスペースを捻出する方法を積極的に実行してほしい。

(2) 歴史館資料のうち、寄贈された資料で未だに目録が存在しないものがある。現在や将来の区民にとって大きな遺産となるべきものが未整理であることは残念なことである。

この理由は、まず整理しうる能力を持つ人的資源（学芸員）が圧倒的に不足していることに求めざるをえない。現行の不安定な非常勤配置などを改め、品川のレガシーを守り区民に提示できる運営体制の確保が望まれる。

そして、外部の人的資源を導入して短期間での目録作成をするとともに、この資料についてはデジタル化して区民に提供できるかという点も検討してほしい。

(3) 品川歴史館の当初の設立の目的は、地域を中心にした文献を収蔵し区民の地域史研究の便を図るということであった。しかしその立地から今後は文化振興だけでなく観光資源としての活用についても期待されている施設である。品川の魅力を多角的なテーマから表現する企画、計画から実施に至るまで単年度では不可能で長期間を要すると思われる企画、国内のみならず諸外国からも多くの集客を期待できる企画を他の博物館、資料館と共催できないだろうか。具体的には「目黒・立会両河川」「江戸四宿」「幕末」などをテーマに、地域や人物に関連のある他の博物館と同時に同じテーマでの展示を行う、あるいは同じ資料を順番に移動させそれぞれの博物館で収集した資料と併せて展示する企画なども考えられる。このように2020年、またその後に至るまで、様々な方法を積極的に取り入れ魅力的で専門的な企画展示を行い、そのうえで今後も研究され続けるであろう品川の歴史文化の中心となる施設としての運営を長期的に維持していくためには優秀な人材が安定的に必要である。現在、品川歴史館の運営の要となる学芸員は区の非常勤職員であるが、専門的知見を維持し継続的に館を発展させることができる安定的地位を提供すること、即ち正規職員としての配置についても検討してほしい。また、例えば「指定管理者制度」を導入するなど、より柔軟で区民サービスを一層向上させる運営形態を採ることも一案と考える。

7 むすび

ヒトは、有史以来、生存を確保するため、生活を便利にかつ快適にするため、様々な道具を発明し活用してきており、いまやもうモノが氾濫する時代になったといっても過言ではない。職場においても情報が錯綜し価値観が多様化するなかで、実施が待たれている多くの区民への新しいサービスも区民福祉が真に向上するのかという物差しによる取捨選択を迫られており、そのうえ最少費用により最大効果を提供することが当然の結果として求められている。一方で働き過ぎが問題とされ、ワークライフバランスを重視した働き方が注目されている現状もある。

限られた人的資源の中で今後も持続可能な区政運営を進めるために、長期間において見直されることなく行われてきた既存の事務の方法についても全般的に見直ししてよりシンプルな仕事の仕方を目指してはどうだろうか。

これにより新たなマンパワーを創出し、行政事務を遂行するうえで職員が行ってしめるべき「企画」「調整」「判断」が必要な部署に、その量と質に合わせ手厚く職員を配置することにより、区民からさらに信頼を得る区政運営が行われることを望みたい。